

埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業実施要領

令和元年11月18日

元埼豚協発第31号

埼玉県養豚協会（以下「協会」という。）は、埼玉県豚コレラ緊急対策（バイオセキュリティ強化）事業実施要領（令和元年12月2日付け畜安第609号）第2の2の規定に基づき、野生動物侵入防護柵（以下「防護柵」という。）の整備を図る事業に対し、事業費の一部を助成金として交付し、もってバイオセキュリティの強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

助成金の交付に関しては、埼玉県補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年第55号）及びこの要領の定めるところによる。

（事業実施者）

第1 この事業の実施者は、埼玉県内において家畜として豚又はいのししを飼養する者（以下「養豚経営体」という。）とする。

（事業の内容）

第2 協会は、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱（令和元年8月9日付け元農畜機第3072号）第2の1の（1）に規定する防護柵の整備を行う養豚経営体に対し、その整備に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助するものとする。

（事業の要件）

第3 この事業で補助対象となる防護柵は、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領（令和元年9月4日付け元埼豚協発第20号。以下「県アフリカ豚コレラ要領」という。）第3の各項に掲げる要件を満たすものとする。

（事業の実施）

第4 この事業に参加しようとする養豚経営体は、別紙様式第1号の参加申請書（別紙様式第1号）を協会の長（以下「会長」という。）が定める期日までに会長に提出し、承認を受けるものとする。

2 施設の整備に係る留意事項等は、県アフリカ豚コレラ要領第4の2から6に掲げる事項に準じるものとする。ただし、同要領第4の4の規定による確認調書（別紙様式第2号）の提出は、要しない。

（協会の助成）

第5 協会は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、養豚経営体がこの事業を実施するために要する経費の一部を補助するものとする。

(補助金の交付手続き等)

- 第6 養豚経営体は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、補助金交付申請書(別紙様式第3号)を作成し、協会長に提出し承認を受けるものとする。
- 2 会長は、提出のあった補助金交付申請書の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知書(別紙様式第4号)により、養豚経営体に通知するものとする。
- 3 養豚経営体は、補助金の交付決定後、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書(別紙様式第5号)を作成の上、会長に提出し、承認を受けるものとする。
- (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施地区の変更
 - (3) 取組主体の変更
 - (4) 事業費の30%を超える増減
 - (5) 補助金の増又は30%を超える減
 - (6) 設置場所の変更
 - (7) 飼養衛生管理に影響を及ぼすと認められる変更
- 4 会長は、この事業の円滑な実施を図るため、養豚経営体からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。
- 5 交付決定後に養豚経営体から補助金概算払請求書(別紙様式第6号)の提出があり、会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

(事業の実績報告等)

- 第7 養豚経営体は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(当該年度の3月に完了した場合は、3月31日)までに、実績報告書(別紙様式第7号)を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定等通知書(別紙様式第8号)を養豚経営体へ通知するものとする。
- 3 養豚経営体は、整備施設(取得価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の単価が50万円未満の機械・器具を除く。)に係る管理状況の報告書(別紙様式第9号)を、施設整備等が完了した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、会長に提出するものとする。ただし、県アフリカ豚コレラ要領第7の3により報告がなされた場合は、この規定により報告がなされたものとみなし、提出は、要しない。

(消費税等の取扱い)

第8 この事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いは、県アフリカ豚コレラ要領第8に掲げる事項に準じるものとする。ただし、同要領第8の3の規定により消費税相当額が確定した場合には、この要領別紙様式第10号の報告書により会長に報告するものとする。

(事業の推進)

第9 養豚経営体は、県の指導の下、協会、関係団体との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

(帳簿等の整備保管等)

第10 養豚経営体は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。

- 2 養豚経営体は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を会長に提出するものとし、会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- 3 会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、養豚経営体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この実施要領は、令和元年11月18日から施行する。

別表

事業名	補助対象経費	補助限度額
1 野生動物侵入防護柵整備	養豚経営体が地域侵入防止防護計画に基づき野生動物の侵入に対する防護柵を整備する場合に、当該柵の施設整備に必要な費用	<p>4分の1以内</p> <p>第3の4の(2)の可動柵は設置長1メートルあたり1万円、その他については設置長1メートル当たり2千5百円を上限とする。</p> <p>なお、この事業により多重の防護柵を整備する場合の設置長は、この事業により整備した最も外周の設置長による。</p>

別紙様式第 1 号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
参加申請書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 あて

（事業参加希望者）

氏名又は法人名称

代表者氏名（法人の場合）

印

野生動物侵入防護柵（以下「防護柵」という。）を整備したいので、埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（侵入防護柵整備）事業実施要領第 4 の規定により下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

（1）住 所：

（2）電話等：電話

F A X

2 整備計画

（1）防護柵の設置場所

（2）設置場所の豚又はいのしし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

（3）防護柵の距離及び経費

区 分	距 離 (m)	経 費 (円)
固定柵		
可動柵		
合 計		

※ 防護柵を 2 重に設置する場合は、上段に単層部分（補助対象部分）を、下段括弧書きで全体の距離・経費を記入すること。

3 添付書類

（1）見積書等

（2）防護柵の規格等が分かる資料

（3）設置場所の図面

別紙様式第2号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
確認調書

番 号
令和 年 月 日

氏名又は法人名称

代表者氏名（法人の場合）

様

埼玉県 家畜保健衛生所長 印

埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業実施要領4の4
の規定に基づく確認検査の結果は下記のとおりです。

記

検査者職・氏名	
検査年月日	
防護柵の設置場所	
防護柵の距離	固定柵 m 可動柵 m 合計 m
防護柵の規格等	
感電防止のための措置	
整備内容の適否	

別紙様式第3号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
補助金交付申請書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 あて

住 所
氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 印

埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業を下記のとおり実施したいので、同事業実施要領第6の1の規定により、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 防護柵の設置場所

(2) 設置場所の豚又はいのしし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

(3) 防護柵の距離及び規格等

区 分	距離 (m)	規格等
固定柵		
可動柵		
合 計		

※ 防護柵を2重に設置する場合は、上段に単層部分（補助対象部分）を、下段括弧書きで全体の距離を記入すること。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
固定柵				
可動柵				
小 計				
消費税				
計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類 (事業参加申請書と変更がない場合は添付不要)

- (1) 見積書等
- (2) 防護柵の規格等が分かる資料
- (3) 設置場所の図面

別紙様式第4号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
補助金交付決定通知書

埼玉協発第 号
令和 年 月 日

氏名又は法人名称

代表者氏名（法人の場合）

様

埼玉県養豚協会 会長

印

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額

円

2 補助金の確定額は、次の(1)及び(2)の額のいずれか低い額とする。

(1) 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）

(2) 令和 年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額

3 養豚経営体は、埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業実施要領（令和元年 月 日付け元埼玉協発第〇号）の定めるところに従わなければならない。

別紙様式第5号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 あて

住 所
氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 印

令和 年 月 日付け埼豚協発第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業を下記のとおり変更したいので承認されたく、埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防止柵整備）事業実施要領第6の3の規定より申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位： 円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
固定柵				
可動柵				
小 計				
消費税				
計				

※ 変更部分が容易に対照できるよう変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

- 4 添付書類（交付申請書と変更がない場合は添付不要）
 - (1) 見積書等
 - (2) 防護柵の規格等が分かる資料
 - (3) 設置場所の図面

別紙様式第6号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
補助金概算払請求書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 あて

住 所
氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合）

印

令和 年 月 日付け埼玉協発第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業について、下記のとおり金 円を概算払いにより交付されたく、埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業実施要領第6の5の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①=④			
合計	円	円	円	円	%	円	円	円

※ それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人（フリガナ）

別紙様式第7号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
実績報告書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 あて

住 所
氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 印

令和 年 月 日付け埼豚協発第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第7の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

併せて、精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 防護柵の設置場所

(2) 設置場所の豚又はいのしし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

(3) 防護柵の距離及び規格等

区 分	距離 (m)	規格等
固定柵		
可動柵		
合 計		

※ 防護柵を2重に設置する場合は、上段に単層部分（補助対象部分）を、下段括弧書きで全体の距離を記入すること。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
固定柵				
可動柵				
小 計				
消費税				
計				

4 事業に係る精算額 (単位：円)

区分	交付決定額	確定額①	概算払受領額②	精算額①-②

5 事業完了年月日

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
 (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先

- (1) 金融機関名
 (2) 預金の種類
 (3) 口座番号
 (4) 口座名義人 (フリガナ)

7 添付書類

- (1) 見積書、契約書、請求書、振込書等
 (2) 整備した防護柵の写真

別紙様式第8号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
補助金の額の確定等通知書

埼玉協発第 号
令和 年 月 日

氏名又は法人名称

代表者氏名（法人の場合）

様

埼玉県養豚協会 会長

印

令和 年 月 日付けで提出のあった令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定し、既に交付した補助金 円との差額 金 円を支出します。

記

- | | | |
|---|----------------|----------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績確定額 | 円 |
| 3 | 概算払済額 | 円 |
| 4 | 精算額 | 円（2－3） |
| 5 | 振込年月日 | 令和 年 月 日 |
| 6 | 振込先 | |
| | （1）金融機関名 | |
| | （2）預金の種類 | |
| | （3）口座番号 | |
| | （4）口座名義人（フリガナ） | |

別紙様式第9号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業
管理状況報告書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 あて

住 所
氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合）

印

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業について、埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防止柵整備）事業実施要領第7の3の規定により、その管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業

2 事業の内容

(1) 防護柵の設置場所

(2) 設置場所の豚又はいのしし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

(3) 防護柵の距離及び規格等

	距離 (m)	規格等
固定柵		
可動柵		
合計		

※ 実績報告時と変更がある場合は容易に対照できるよう実績報告時を括弧書きで上段に、現状をその下段に記載すること。

3 事業完了年月日

4 管理状況

別紙様式第10号

令和 年度埼玉県養豚協会野生動物侵入防護柵整備事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 様

住 所
氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 印

令和 年 月 日付け埼玉協発第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業について、埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（野生動物侵入防護柵整備）事業実施要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

1 補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）